

## 8.7. 廃棄物等

工事の実施により、廃棄物等が発生することから、環境影響評価を行った。

### 8.7.1 予測及び評価

#### (1) 切土工等による廃棄物等の影響

##### ①予測

##### ア. 予測項目

切土工等に係る建設工事に伴う廃棄物等の状況とした。

##### イ. 予測の基本的な手法

建設工事に伴う廃棄物等として、切土工等に係る建設発生土及び建設廃棄物の種類ごとの発生量を定量的に把握し、これらの再利用及び処理、処分の方法を整理することで、廃棄物等の状況を予測した。

##### ウ. 予測地域

対象事業実施区域のうち、切土工等に係る建設工事に伴う廃棄物等が発生すると認められる地域とした。

##### エ. 予測対象時期

切土工等に係る建設工事に伴う廃棄物等が発生する工事期間中とした。

##### オ. 予測結果

切土工等に係る建設工事に伴う廃棄物等の発生量の予測結果は、表 8.7-1 に示すとおりである。建設発生土量の内訳は、地平構造で 8,500m<sup>3</sup>、盛土構造で 14,000m<sup>3</sup>、掘割構造で 19,000m<sup>3</sup> 発生するものと見込んでいる。また、鉄骨架線柱の撤去に伴って発生する鋼材は鋼くず、コンクリートは分別のうえコンクリート塊として処分するものとし、その数量を廃棄物等を含めた。

建設発生土等の仮置場は基本的に事業地内に設置することを考えており、仮囲いや散水養生等の適切な保管・管理に努め、周辺環境に影響を及ぼさないよう、今後の施工計画において検討していく。

本事業で発生する廃棄物等のうち、マクラギについては、施工現場内での再利用を可能な限り検討していくが、コンクリート塊の再利用は困難で、リサイクル施設へ搬出されるものと予測される。なお、廃棄物等を事業地外へ搬出する必要がある場合には、施工現場での散水、工事用車両のタイヤの洗浄、工事用出入口の路面清掃、仮囲い・防塵シートの使用等、住居等周辺の保全対象の立地状況に応じて適切に対策を講じる。

これらの廃棄物等の最終処理、処分にあって、関係法令、要綱及び指針等に基づき適正に処理する。

表 8.7-1 予測結果

廃棄物等の種類		発生量
建設発生土		約 41,500 m <sup>3</sup>
建設廃棄物	コンクリート塊	約 2,700 m <sup>3</sup>
	マクラギ	約 9,200 本

②環境保全措置の検討

ア. 環境保全措置の検討の状況

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、切土工等による建設工事に伴う廃棄物等に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。環境保全措置の検討の状況を表 8.7-2 に示す。

表 8.7-2 環境保全措置の検討の状況  
(切土工等による建設工事に伴う廃棄物等)

環境保全措置	実施の 適否	適否の理由
建設発生土の 再利用	適	建設発生土は再利用に努めるなど、適切な処理を図ることで、建設発生土の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
廃棄物の分別、 再資源化	適	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、建設工事に伴う廃棄物の最終処分量を低減できるため、環境保全措置として採用する。

イ. 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

本事業では、切土工等による建設工事に伴う廃棄物等に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「建設発生土の再利用」及び「廃棄物の分別、再資源化」を実施する。環境保全措置の内容を表 8.7-3(1)～(2)に示す。

表 8.7-3(1) 環境保全措置の内容  
(切土工等による建設工事に伴う廃棄物等)

実施主体	西日本旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	建設発生土の再利用
	位置・範囲	切土工等を実施する箇所
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果	建設発生土は再利用に努めることで、建設工事に伴う建設発生土の発生量を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 8.7-3 (2) 環境保全措置の内容  
(切土工等による建設工事に伴う廃棄物等)

実施主体	西日本旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	廃棄物の分別、再資源化
	位置・範囲	切土工等を実施する箇所
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果	場内で細かく分別し再資源化に努めることで、建設工事に伴う廃棄物の最終処分量を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

ウ. 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況

環境保全措置の効果は、表 8.7-3(1)～(2)に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、建設工事に伴う廃棄物等に係る環境影響が低減される。

### ③事後調査

切土工等に係る建設工事に伴う廃棄物等の発生量を定量的に把握した後、関係法令等に基づきこれらを適切に処理、処分することを示しており、予測の不確実性は小さいと考えられることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

### ④評価

#### ア. 評価の手法

事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否かについて見解を明らかにすることにより評価を行った。

#### イ. 評価結果

切土工等に係る建設工事に伴う廃棄物等の発生量は、表 8.7-1 に示すとおりである。事業の実施にあたっては、事業者により実行可能な範囲内で、再利用及び再資源化を図る。また、基準不適合土壌が発見された場合には、土壌汚染対策法や京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例ほか、関係法令等を遵守し適正に処理、処分する。

なお、本事業においては、既存の鉄道用地と鉄道施設を最大限活用することで工事中ならびに完成後の環境への影響を可能な範囲で小さくするように配慮する必要があることから、全ての廃棄物等の再利用は困難であるものの、建設発生土については、実行可能な範囲内で再利用に努めるとともに、本事業での再利用が困難なコンクリート塊については、再資源化施設に搬出するなどの取組みを実施し、建設廃棄物全体として、96%以上の再資源化・縮減率を目標とする。

表 8.7-4 本事業における再資源化、再利用の目標  
(切土工等による建設工事に伴う廃棄物等)

廃棄物等の種類		目標値
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上(平成30年度)

#### <参考>

廃棄物等の種類		目標値
建設発生土	建設発生土有効利用率※	80%以上(平成30年度)

※建設発生土有効利用率：建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入れ等（他に近隣で実施されている道路事業等、他工事現場への発生土の転用等）を加えた有効利用量の割合。  
出典：「建設リサイクル推進計画 2014」（平成26年9月、国土交通省）